

広島電鉄株式会社 電車旅客営業規則

目 次

第 1 編 総則（第 1 条—第 13 条）

第 2 編 旅客運送

第 1 章 通則（第 14 条—第 21 条）

第 2 章 乗車券の発売

第 1 節 通則（第 22 条—第 27 条）

第 2 節 各種乗車券の発売（第 28 条—第 55 条）

第 3 章 旅客運賃

第 1 節 通則（第 56 条—第 62 条）

第 2 節 各種旅客運賃（第 63 条—第 78 条）

第 4 章 乗車券の効力

第 1 節 通則（第 79 条—第 85 条）

第 2 節 各種乗車券の効力（第 86 条—第 93 条）

第 5 章 乗車券の改札及び引渡し

第 1 節 通則（第 94 条—第 95 条）

第 2 節 乗車券の改札及び引渡し（第 96 条—第 100 条）

第 6 章 乗車変更の取扱い（第 101 条—第 106 条）

第 7 章 旅客の特殊の取扱い

第 1 節 通則（第 107 条—第 109 条）

第 2 節 乗車券の無札及び無効（第 110 条—第 112 条）

第 3 節 紛失（第 113 条—第 114 条）

第 4 節 任意による旅行の取止め（第 115 条—第 122 条）

第 5 節 運行不能及び遅延（第 123 条—第 126 条）

第 6 節 誤購入（第 127 条—第 128 条）

第 8 章 プリペイドカード（第 129 条—第 130 条）

第 9 章 MOBI RY DAYS 乗車券及び I C カード乗車券（第 131 条）

第 10 章 手回り品（第 132 条—第 136 条）

別紙 乗車券様式・定期旅客運賃表・危険品一覧表

第 1 編 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、広島電鉄株式会社（以下「当社」という。）の鉄道及び軌道の旅客運送、並びにこれに附帯する事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 鉄道及び軌道における旅客の運送等については、法令の定めがある場合、又は当社が別に定める場合を除いてこの規則を適用する。

(用語の意義)

第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「鉄道」とは、当社の宮島線（広電西広島停留場から広電宮島口駅間）をいう。
- (2)「軌道」とは、当社の市内線（1 号線、2 号線（広島駅停留場から広電西広島停留場間）、3 号線、5 号線、6 号線、7 号線、8 号線、9 号線を運行する区間）をいう。
- (3)「電車」とは、鉄道及び軌道の総称をいう。
- (4)「駅」とは、鉄道において旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (5)「停留場」とは、軌道において旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (6)「列車」とは、鉄道において駅以外の線路を運転する目的で仕立てた車両をいう。
- (7)「車両」とは、軌道において運転する目的で使用する車両をいう。
- (8)「営業所」とは、電車千田営業所、電車西広島営業所、電車江波営業所をいう。
- (9) 削除
- (10)「旅行」とは、旅客が徒歩もしくは何らかの交通手段、及び当社の列車又は車両を利用し、移動することをいう。
- (11)「連絡」とは、鉄道と軌道を通じて乗車することをいう。
- (12)「直通電車」とは、鉄道、軌道区間を同一車両で運行する列車又は車両をいう。
- (13)「乗車券」とは、普通乗車券、鉄軌道連絡普通乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、定期乗車券、MOB I R Y DAYS乗車券、I Cカード乗車券、電車一日乗車券・一日乗車乗船券、MOB I R Y T R A V E L乗車券、広電電車広電バス・ボンバス乗車券、その他当社が認めた乗車券等をいう。
- (14)「MOB I R Y T R A V E L乗車券」とは、MOB I R Y T R A V E Lホームページ上で購入したチケットを旅客の携帯する機器で表示し使用する乗車券をいう。
- (15)「時間券」とは、通用時間を使用開始から 1 時間単位で計算する乗車券をいう。
- (16)「通用期間」とは、乗車券を使用することができる期間をいう。
- (17)「通用時間」とは、乗車券を使用することができる時間をいう。
- (18)「使用開始」とは、定期乗車券の通用開始日をいう。
- (19)「日割計算」とは、1 箇月分の所定定期旅客運賃を当該月数又は日数で除し、端数整理した額をいう。
- (20)「リーダ」とは、電車車内あるいは駅又は停留場に設置した装置で、MOB I R Y DAYS乗車券又は定期乗車券の乗車処理又は降車処理をするために設置したものをいう。
- (21)「I C車載機」とは、電車車内あるいは駅又は停留場に設置した装置で、I Cカード乗車券のうち全国相互利用が可能なもので S F機能を有するもの（以下「I Oカード乗車券」という。）

の降車処理をするために設置したものをいう。

(消費税課税の運賃)

第4条 この規則に規定する運賃については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含めた額とする。

(運賃前払いの原則)

第5条 旅客の運送等の契約の申込みを行う場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃を前払いする。但し、当社において特に認めた場合は、後払い又は口座振替とすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券その他の証券との引換を含む。）ことができる。

(1) 旅客運賃については、第131条に規定するMOBIRY DAYS乗車券及び10カード乗車券

(2) 広電電車広電バス・ボンバス乗車券

(契約の成立時期及び適用規定)

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃を支払い、乗車券等その契約に関する証券の交付を受けたときに成立する。但し、運賃後払いとしたものについては乗車のときに成立する。

(運行不能の場合の取扱い方)

第7条 列車又は車両の運行が不能となった場合は、その不通区間内を通過しなければならない旅客の取扱いをしない。但し、運輸上支障のない場合で、且つ旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内を通じて乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行をする

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない

2 列車又は車両の運行が不能となった場合であっても、当社において他の運輸機関又はその他の方法に依って連絡の措置をとりその旨を関係のある駅又は停留場に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(旅客運賃の計算方)

第8条 旅客運賃の制定は第63条に定めるとおりとする。

(通用期間の起算日及び計算方)

第9条 乗車券の通用期間は、通用開始日を指定したものの外は、発売日より起算する。

2 乗車券（時間券を除く。）の期間を計算する場合は、その初日及び払戻し日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(通用時間の起算時)

第9条の2 乗車券の通用時間は、旅客が使用を開始した時より起算する。

(乗車券に対する証明)

第10条 当社において、乗車券、旅客の運送等の契約に関する証券に証明する場合は、当該証券にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨、インキ又はボールペン（記載事項を容易に変更できるものを除く。）をもって記載し、且つ当社が必要と認めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。

2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所、に、相当の証印を押すものとする。

3 MOBIRY DAYS乗車券並びにMOBIRY TRAVEL乗車券の購入等に係る電子申請については、別に定める。

(運賃の端数整理の処理方)

第12条 旅客運賃をこの規則によって計算した場合に生ずる10円未満の端数は、10円単位に切上げる。但し、定期乗車券の種類又は区間の変更、当社都合の払戻しで生じる10円未満の端数については、10円単位に四捨五入する。

(旅客の個人情報の取扱い)

第13条 旅客から収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、厳重に管理・保管するとともに、廃棄又は漏洩なきよう焼却又はシュレッダー等で処分する。

2 個人情報は、原則として第三者には提供しない。但し、警察又は定期券発売窓口等から個人情報の提供依頼があった場合には、当社の個人情報保護規程に基づき、個人情報管理責任者の承認を得て提供することがある。

第2編 旅客運送

第1章 通 則

(乗車券の購入及び所持)

第14条 列車又は車両に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。但し、運賃後払いとする場合は、この限りではない。

(旅客の区分)

第15条 旅客は次に掲げる年齢別によって、大人、小児、幼児及び乳児に区分して取扱う。

大人 12才以上のもの

小児 6才以上12才未満のもの

幼児 1才以上6才未満のもの

乳児 1才未満のもの

但し、当該年度に6才になった者であっても小学校入学前は幼児として、当該年度に12才になった者であっても小学校在学の児童は、小児として取扱う。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第16条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要のあるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることができる。

(1) 乗車券の発売駅又は発売停留場、発売枚数、発売時間、発売方法の制限又は発売の停止

(2) 乗車区間、乗車方法、乗車する列車又は車両の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込み区間及び持込み列車又は持込み車両の制限

2 前項の制限又は停止をする場合に、当社が特に必要と認めたときは、その旨を関係のある駅又は停留場に掲示、又は一斉放送により乗客に周知、又は乗務員により案内する。

(旅客運送の拒絶)

第17条 旅客が次の各号に該当する場合は、前途の乗車を拒絶することがある。

- (1) 第 132 条の規定に違反して乗車したとき
- (2) 鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定に該当する旅客であるとき
- (3) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
- (4) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症及び新型インフルエンザ等感染症の所見のある者であるとき
- (5) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき

（係員無配置駅又は停留場の旅客の取扱い方）

第 18 条 係員無配置駅又は係員無配置停留場における旅客の取扱いは、列車又は車両の乗務員が行う。

但し、当社が指定した係員を駅又は停留場に派遣して旅客を取扱う場合は、係員及び乗務員が行う。

（電車一日乗車券・一日乗車乗船券、MOB I R Y T R A V E L 乗車券、MOB I R Y D A Y S 乗車券、10 カード乗車券及び定期乗車券の取扱い方）

第 19 条 電車一日乗車券・一日乗車乗船券を使用する旅客は、乗車券のスクラッチ印刷のうち利用する年・月・日の箇所を各 1 箇所削り、乗車しなければならない。

2 MOB I R Y T R A V E L 乗車券を使用する旅客は、使用する機器の画面に券面表示事項を表示させて降車しなければならない。

3 MOB I R Y D A Y S 乗車券及び定期乗車券については、別に定める MOB I R Y D A Y S 乗車券取扱規則第 9 条により取扱う。

4 10 カード乗車券については、別に定める IC カード乗車券取扱規程第 8 条により取扱う。

（整理券の取扱い）

第 20 条 【削除】

（MOB I R Y D A Y S 乗車券乗車未処理時の取扱い）

第 21 条 リーダで乗車処理を行わなかった MOB I R Y D A Y S 乗車券及び定期乗車券で乗車の場合、乗務員は、始発からの最長区間の運賃を旅客に請求することができる。但し、機器類の故障等により乗車処理ができない場合は、この限りではない。

第 2 章 乗車券の発売

第 1 節 通 則

（乗車券の種類）

第 22 条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
片道乗車券（大人、小児）〔鉄道・軌道〕
- (2) 鉄軌道連絡普通乗車券
片道電車連絡普通乗車券（大人、小児）
- (3) 削除
- (4) 団体乗車券
団体乗車券（大人、小児）〔鉄道・軌道〕
鉄軌道連絡団体乗車券（大人、小児）

- (5) 貸切乗車券
貸切乗車券〔鉄道・軌道〕
鉄軌道連絡貸切乗車券
- (6) 定期乗車券
宮島線通勤区間定期乗車券（大人、小児、障害者）〔鉄道〕
宮島線通学区間定期乗車券（大人、小児、障害者）〔鉄道〕
電車全線通勤定期乗車券（大人、小児、障害者）〔鉄道・軌道・鉄軌道〕
電車全線通学定期乗車券（大人、小児、障害者）〔鉄道・軌道・鉄軌道〕
企画定期乗車券〔鉄道・軌道・鉄軌道〕
エリアフリーパス（大人、小児、障害者）
広島シティパス（大人、小児、障害者）
広島シティパスワイド（大人、小児、障害者）
シルバーパス 70（70 才以上）
- (7) MOB I R Y DAY S乗車券
- (8) I Cカード乗車券
I Oカード乗車券
別に定める I Cカード乗車券取扱規程第 20 条に定める。
PASPY乗車券（当社及びPASPY 運営協議会の加盟事業者が発行するもの。以下同じ。）
別に定める I Cカード乗車券取扱規則第 13 条に定める。
- (9) 電車一日乗車券・一日乗車乗船券
電車一日乗車券（大人、小児）
一日乗車乗船券（大人、小児）
- (10) MOB I R Y TR A V E L乗車券
別途定める。（別紙第 2 表）
- (11) その他
広電電車広電バス・ボンバス乗車券
その他当社が認めた乗車券等

（乗車券の表示事項）

第 23 条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 種類
- (2) 旅客運賃
- (3) 通用区間
- (4) 通用期間
- (5) 発売日付
- (6) 発売箇所名

2 前項の規定にかかわらず、乗車券の種類によって券面表示事項の一部を省略又は必要事項を追加することができる。

（乗車券の様式）

第 24 条 各種乗車券の様式は、別紙第 1 表のとおりとする。

（乗車券の発売箇所）

第 25 条 列車内又は車両内では、電車一日乗車券・一日乗車乗船券を発売する。

2 当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所では、定期乗車券、MOB I R Y D A Y S 乗車券及び電車一日乗車券、一日乗車乗船券を発売する。

3 MOB I R Y D A Y S 利用約款第 4 条に定める MOB I R Y D A Y S アプリ、WEB サイトでは、定期乗車券、MOB I R Y D A Y S 乗車券を発売する。

4 広電宮島口駅、広島駅停留場、広島港停留場、営業所では、団体乗車券、貸切乗車券を発売する。広島駅停留場においては、これに加え電車一日乗車券・一日乗車乗船券を発売する。

5 本条に定める以外の場所に当社が指定した係員を派遣して発売する場合は、この限りではない。
(乗車券の発売範囲)

第 26 条 前条の規定(普通乗車券以外の乗車券)は、発売駅以外の駅又は停留場から有効な乗車券を発売することができる。

(乗車券の発売日)

第 27 条 乗車券は、発売当日から有効となるものを発売する。但し、次の各号に掲げる乗車券は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券については、通用開始日の 14 日前とする。

(2) 団体乗車券及び貸切乗車券は、運送引受後であって、旅客の乗車日の 7 日前とする。但し、後日精算の場合は、この限りではない。

第 2 節 各種乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 28 条 普通乗車券は、旅客が普通旅客運賃計算経路区間を片道 1 回乗車する場合に発売する。

(鉄軌道連絡普通乗車券の発売)

第 29 条 鉄軌道連絡普通乗車券は、旅客が普通旅客運賃計算経路区間の連続した鉄道と軌道にまたがり、片道 1 回乗車する場合に発売する。

(片道乗車券の往復券代用発売)

第 30 条 旅客が片道乗車券を発売できる 1 区間を 1 回往復乗車する場合は、片道乗車券 2 枚を発売して往復券に代用することができる。

(その他当社が認めた乗車券等の発売)

第 31 条 当社が季節により旅客誘致のため、特に必要と認めた場合は、旅行目的、通用区間、通用期間等を特定してその他当社が認めた乗車券等を発売することがある。

2 前項の規定によりその他当社が認めた乗車券等を発売する場合は、発売箇所、発売区間、発売期間等について、その都度、関係箇所に掲示する。

(団体乗車券の発売)

第 32 条 定期列車又は定期車両を利用する団体(以下「混乗」という。)の全員が、発着駅又は発着停留場及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の一に該当し、且つ当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ 第 40 条に規定する指定学校の学生、生徒、児童又は園児が 15 人以上とその付添人、当該学校等の教職員(嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。)又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。但し、へき地教育

振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するべき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が 15 人未満のときであってもこの取扱いをする。

ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の一に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。

（i） 幼稚園、保育所、小学校第 3 年以下の児童又は園児であるとき

（ii） 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき

（2） 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された 15 人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

- 2 前項のほか、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対し、特殊扱いを行い、団体乗車券を発売することがある。

（団体旅客運送の申込み）

第 33 条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、乗車時までに、その人員、行程等その他必要事項を記入した申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。但し、当社が特に認めた場合は、期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

- 2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるところとする。

（1） 学生団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

（2） 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行業者

- 3 申込者の記入方は、次の各号に定めるところによる。

（1） 前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

（2） 旅行業者が斡旋をした場合には、当該旅行業者の住所氏名を記入する。

（3） 前項第 1 号の場合で、数校連合のとき、又は第 5 条の規定により乗車しようとする旅客が団体旅客として取扱いを希望するときは、総申込人員を記入するほか、関係学校別の人員又は普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。

- 4 混乗の乗車方法、その他取扱条件はその都度定める。

- 5 旅客から本条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上支障のない限り、当該団体旅客運送を引受けるものとする。

- 6 前項の規定により、当社が団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に運送を引き受けた旨を通知する。

（団体旅客運送の申込み人員の変更又は申込みの取消し等）

第 34 条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、乗車前に申込人員又は行程の一部又は全部の取消しその他取扱条件を変更する場合は、各号に定めるところによるほか、団体旅行変更又は取消し申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。但し、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

（1） 団体乗車券の購入前に変更する場合で、前条第 6 項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。

（2） 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

（貸切乗車券の発売）

第 35 条 行程の全区間又は一部区間を当該団体だけのために設定した臨時列車又は臨時車両（以下「貸切列車又は貸切車両」という。）を利用する団体が、1 編成又は 1 両単位で列車又は車両を貸切る場

合は、貸切乗車券を発売する。

(貸切旅客運送の申込み)

第 36 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする旅客は、乗車日の 10 日前までに、その人員、行程その他輸送計画に必要な事項を記載した申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。但し、当社が特に認めた場合は、期間外においても、運送の申込みを受付けることがある。

2 申込者の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 旅行業者が斡旋をした場合には、当該旅行業者の住所氏名を記入する。

3 貸切旅客運送の受付けは、1 日 2 団体までとし、10 時から 16 時までの時間内とする。

4 旅客は、車形、車号の指定はできないものとする。但し、当社が認めた場合は、この限りではない。

5 旅客から本条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上支障のない限り、当該貸切旅客運送を引受ける。

6 前項の規定により、当社が貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に運送を引き受けた旨を通知する。

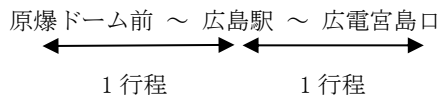
(貸切旅客運送の行程)

第 37 条 貸切旅客運送の行程は片道とし、折返す停留場までの区間を 1 行程とする。但し、9 号線を含む行程又は折返す行程は引受けないものとする。

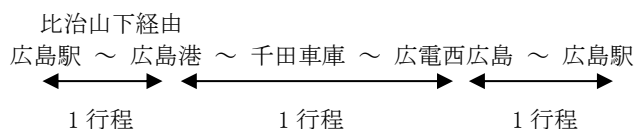
2 鉄軌道連絡の場合は、原則として 2 号線及び 3 号線の経路内とする。

3 一旦降車した場合は、降車区間までを 1 行程とする。但し、千田車庫等での休憩等の降車については、この限りではない。

(例 1 2 行程の場合)



(例 2 3 行程の場合)



(貸切旅客運送の申込みの取消し等)

第 38 条 第 34 条の規定は、貸切旅客の場合にも準用する。

(貸切旅客運送の取消し料金)

第 39 条 貸切旅客運送を取消す場合には、以下の取消し料金を請求する。但し、当社が認めた場合は、この限りではない。

(1) 貸切利用日の前日から 3 日前までに取消するとき

貸切旅客運賃の 50%

(2) 貸切利用当日の取消し又は無連絡不参加のとき

貸切旅客運賃の 100%

(指定学校の定義)

第 40 条 この規則において指定学校とは、次の各号の一に該当する学校をいう。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定による保育所

- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 66 号）第 2 条の規定による幼保連携型認定こども園
- (4) 第 1 号以外の国公立学校（その他の教育施設を含む。）であって当社の指定を受けた学校
- (5) 学校教育法第 124 条の規定によって設立した私立学校であって当社の指定を受けた学校
- (6) 学校教育法第 134 条の規定によって設立した私立学校であって当社の指定を受けた学校
- (7) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づき 18 才未満の青年を対象とした 1 校およそ 180 人以上年間 300 時間以上の教育を実施する都道府県及び市町村教育委員会により開設された学校

（指定学校としての指定条件）

第 41 条 前条第 4 号の学校についての指定は、設立の告示があった学校で、次の各号の条件を具備し、且つ当社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 修業期間は連続して 12 箇月以上となっていること
- (2) 授業時数は 1 年間に 700 時間以上を基準として定めていること
- (3) 生徒の部科別の定員は 15 人以上となっていること
- (4) 教育課程及び生徒数に応じた必要の教員が置かれていること。但し、その最低は 3 人とする
- (5) 入学期又は卒業期は年 2 回以内であって固定していること
- (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ又は卒業させていないこと
- (7) 1 週間の授業日数が 5 日以上又は 1 週間の授業時数が 18 時間以上となっていること

2 前条第 5 号の学校についての指定学校としての指定は、監督庁の許可又は指定を受けているものについて行う。

3 前条第 6 号の学校についての指定学校としての指定は、監督庁の許可又は指定を受けている学校であって第 1 項各号の条件を具備し、且つ当社が適当と認めたものについて行う。

（指定の申請）

第 42 条 学校の代表者は、指定学校としての指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を当社に提出するものとする。この場合、分校にあっては本校とは別箇の学校として申請するものとする。

2 学校指定申請書類は、次の通りとする。

- (1) 学校指定申請書
- (2) 設立の告示又は認可書の写し
- (3) 学則
- (4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類
- (5) 1 週間に行う部科別授業科目及び授業時間数を記載した書類
- (6) 学校所在地の最寄り駅又は最寄り停留場及び鉄道又は軌道の利用状況を記載した書類

（指定学校の指定）

第 43 条 当社は、前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めたものについて指定学校として指定し、指定学校原簿に記載すると共に当該学校の代表者に通知する。

（宮島線通学区間定期乗車券の発売）【鉄道】

第 44 条 指定学校の学生、生徒、児童又は園児が、通学のため常時区間経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する学校を代表する責任者の発行した身分証明書を呈示の上、所定の定期乗車券購入申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき、又は MOBI RY DAY S 利用約款第 4 条に定める MOBI RY DAY S アプリ、WEB サイト上において定期券区分、通学先、利用区間、利用期間等を登録したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍学校最寄

り駅との相互間について宮島線通学区間定期乗車券を発売する。

- 2 定期乗車券購入申込書の記載事項は、氏名、生年月日、居住地住所、電話番号、定期券区分、通学先、利用区間、利用期間とする。
- 3 定期乗車券購入申込書の有効期間は、発行の日から 15 日間とする。
- 4 指定学校の学生、生徒、児童又は園児が通学以外のために乗車する場合、又は旅客の居住地最寄り駅と在籍学校最寄り駅との相互間以外の区間を乗車する場合については、宮島線通学区間定期乗車券は発売しない。

(宮島線通勤区間定期乗車券の発売)【鉄道】

第 45 条 旅客が希望する駅と駅との相互間について、所定の定期乗車券購入申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、利用区間、利用期間等を登録したときは、宮島線通勤区間定期乗車券を発売する。

- 2 定期乗車券購入申込書の記載事項は、氏名、生年月日、居住地住所、電話番号、定期券区分、利用区間、利用期間とする。
- 3 定期乗車券購入申込書の有効期間は、発行の日から 15 日間とする。
- 4 指定学校以外の学生、生徒、児童、又は園児がその学校に通学する場合は第 1 項の規定を準用する。

(電車全線通学定期乗車券の発売)【鉄道・軌道・鉄軌道】

第 46 条 指定学校の学生、生徒、児童又は園児が、通学のため乗車する場合でその在籍する学校を代表する責任者の発行した身分証明書を呈示の上、所定の定期乗車券購入申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、通学先、利用期間等を登録したときは、電車全線通学定期乗車券を発売する。

- 2 定期乗車券購入申込書の記載事項は、氏名、生年月日、居住地住所、電話番号、定期券区分、通学先、利用期間とする。
- 3 定期乗車券購入申込書の有効期間は、発行の日から 15 日間とする。
- 4 指定学校の学生、生徒、児童又は園児が通学以外のために乗車する場合については、電車全線通学定期乗車券は発売しない。

(電車全線通勤定期乗車券の発売)【鉄道・軌道・鉄軌道】

第 47 条 旅客が所定の定期乗車券購入申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、利用期間等を登録したときは、電車全線通勤定期乗車券を発売する。

- 2 定期乗車券購入申込書の記載事項は、氏名、生年月日、居住地住所、電話番号、定期券区分、利用期間とする。
- 3 定期乗車券購入申込書の有効期間は、発行の日から 15 日間とする。
- 4 指定学校以外の学生、生徒、児童、又は園児がその学校に通学する場合は第 1 項の規定を準用する。

(通学企画定期乗車券の発売)

第 48 条 指定学校の学生、生徒、児童又は園児が、通学のため乗車する場合は、次の各号に掲げる、通学企画定期乗車券を発売する。

(1) 通学のため常時区間経路を同じくして乗車する場合で、在籍する学校を代表する責任者の発行した身分証明書を呈示の上、所定の定期乗車券購入申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、通学先、利用区間、利用期間等を登録したときは、エリアフリーパスのうち広電バス通学区間定期乗車券（広島修道大学キャンパス若しくは市立大学前と横川駅前との区間のものに限る。）と組合せたもの（以下「とくとくパス」という。）を発売する。

(2) 在籍する学校を代表する責任者の発行した身分証明書を呈示の上、所定の定期乗車券購入申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、通学先、利用期間等を登録したときは、広島シティパス、広島シティパスワイドを発売する。

2 定期乗車券購入申込書の記載事項は、氏名、生年月日、居住地住所、電話番号、定期券区分、通学先、利用期間とする。

3 定期乗車券購入申込書の有効期間は、発行の日から 15 日間とする。

4 指定学校の学生、生徒、児童又は園児が通学以外のために乗車する場合については、通学企画定期乗車券は発売しない。

（通勤企画定期乗車券の発売）

第 48 条の 2 旅客が所定の定期乗車券購入申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、利用期間等を登録したときは、広島シティパス、広島シティパスワイドを発売する。

2 定期乗車券購入申込書の記載事項は、氏名、生年月日、居住地住所、電話番号、定期券区分、利用期間とする。

3 定期乗車券購入申込書の有効期間は、発行の日から 15 日間とする。

4 指定学校以外の学生、生徒、児童、又は園児がその学校に通学する場合は第 1 項の規定を準用する。

（身分証明書の携帯及び呈示）

第 49 条 通学定期乗車券を使用する旅客は、常にその通学する学校を代表する責任者の発行した身分証明証を携帯し、係員の請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

（通学定期乗車券購入申込者の身分証明書不正発行者及び定期乗車券不正使用者に対する取扱い）

第 50 条 第 44 条、第 46 条及び第 48 条で定める定期乗車券購入申込者が呈示した身分証明書について、事実と相違した事項を記載し、それを証明した場合、又は使用資格者以外の者に対して身分証明書を発行し使用させたときは、当該学校に対し指定学校の取消しを行い、当該学校の学生、生徒、児童、園児に対して、定期乗車券の発売を停止し、又は第 111 条の普通旅客運賃及び増運賃を発行者から収受することがある。

2 定期乗車券不正使用者に対しては、第 111 条の規定を適用する外、定期乗車券の発売を停止することがある。

（企画定期乗車券（どっちもパス））

第 51 条 【削除】

（企画定期乗車券（エリアフリーパス））

第 52 条 エリアフリーパスは、以下の定期乗車券との組合せとし、旅客は軌道全線に乗車することができる。

(1) 鉄軌道連絡定期乗車券との組合せ（※発売終了）の場合には、旅客は鉄軌道連絡定期乗車券の区間及び軌道全線に乗車することができる。

(2) とくとかパスの場合には、旅客は広電バス通学区間定期乗車券の区間と軌道区間のうち横川駅～十日市町～八丁堀～広島駅の区間に乗車することができる。

（企画定期乗車券（広島シティパス・広島シティパスワイド））

第 52 条の 2 広島シティパスを使用する旅客は、軌道全線に乗車することができる。広島シティパスワイドを使用する旅客は、鉄道線のうち、広電西広島停留場から修大協創中高前駅までの区間及び軌道全線に乗車することができる。

2 広島シティパス（シルバー）及び広島シティパスワイド（シルバー）は、70 才以上の旅客に対し、年齢を証明できる運転免許証、健康保険証等の書類を呈示の上、所定の定期乗車券申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、利用期間等を登録したときに発行する。

3 広島シティパス（シルバー）及び広島シティパスワイド（シルバー）を使用する旅客は、常に年齢を証明できる運転免許証若しくは健康保険証等の書類を携帯しなければならない。

（企画定期乗車券（シルバーパス 70））

第 53 条 シルバーパス 70 は、70 才以上の旅客に対し、年齢を証明できる運転免許証、健康保険証等の書類を呈示の上、所定の定期乗車券申込書を当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所に提出したとき、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において定期券区分、利用期間等を登録したときに発行する。

2 シルバーパス 70 を使用する旅客は、鉄軌道全線に乗車することができる。

3 シルバーパス 70 を使用する旅客は、年齢を証明できる運転免許証若しくは健康保険証等の書類を携帯しなければならない。

（JR 後払乗車票）

第 54 条 西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）が運営する路線で広島駅から宮島口駅間が不通のため、当社に代行輸送の依頼があり、当社がそれを認めた場合は、JR の旅客はJR 後払乗車票により当社路線に乗車できる。また、JR 乗車券等を所持する旅客は、JR 後払乗車票と同様に取扱う。但し、JR 後払乗車票又はJR 乗車券等を所持していない旅客及びJR 定期乗車券で乗車する旅客は普通旅客として取扱う。

2 JR 後払乗車票及びJR 乗車券等は、降車の際、係員に引渡すものとする。

（その他の乗車券）

第 55 条 旅客は、その他当社が認めた乗車券等で旅行できる。

第 3 章 旅 客 運 賃

第 1 節 通 則

（旅客運賃の算定）

第 56 条 鉄道又は軌道、及び鉄軌道連絡の旅客運賃は、乗切制とする。

（旅客運賃の種類）

第 57 条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次のとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃
片道普通旅客運賃（大人、小児、障害者）〔鉄道・軌道〕
- (2) MOBIRY DAYS運賃
MOBIRY DAYS運賃（大人、小児、障害者）〔鉄道〕
- (3) 鉄軌道連絡普通旅客運賃
片道普通旅客運賃（大人、小児、障害者）
- (4) 団体旅客運賃
団体旅客運賃（大人、小児）〔鉄道・軌道〕
鉄軌道連絡団体旅客運賃（大人、小児）
- (5) 貸切旅客運賃
貸切旅客運賃〔鉄道・軌道〕
鉄軌道連絡貸切旅客運賃
- (6) 定期旅客運賃
宮島線通勤区間定期旅客運賃（大人、小児、障害者）〔鉄道〕
宮島線通学区間定期旅客運賃（大人、小児、障害者）〔鉄道〕
電車全線通勤定期旅客運賃（大人、小児、障害者）〔鉄道・軌道・鉄軌道〕
電車全線通学定期旅客運賃（大人、小児、障害者）〔鉄道・軌道・鉄軌道〕

（旅客運賃の区分）

第 58 条 旅客運賃は、第 15 条に定める旅客の区分により、その旅客運賃を収受する。

2 前項の規定による幼児であっても、各号の一に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき
- (2) 幼児が、乗車券を所持する 6 才以上の旅客（団体旅客を除く。）に 3 人を超えて同伴されて旅行するとき 但し、3 人を超えた者だけ小児とみなす
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に同伴されて旅行するとき
- (4) 定期乗車券使用の旅客に同伴される場合で、3 人を超えた者であるとき
- (5) 株主優待乗車券、家族乗車証等を使用の旅客に同伴される場合で、3 人を超えた者であるとき
- (6) 第 61 条に規定する障害者が、介護者を受賃で同伴している場合で、その障害者及び介護者に同伴している幼児が旅行するとき

（小児の旅客運賃）

第 59 条 小児の普通旅客運賃は、大人普通旅客運賃の半額とする。但し、10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる。

（乳児の旅客運賃）

第 60 条 乳児の旅客運賃は、無賃とする。

（障害者の旅客運賃）

第 61 条 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者が、身体障害者手帳を呈示したとき、所定の割引書を差し出したとき、あらかじめ当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所において身体障害者手帳を呈示して購入した障害者割引が自動的に適用される MOBIRY DAYS 乗車券（以下、「障害者割引 MOBIRY DAYS 乗車券」という）、又は MOBIRY DAYS 利用約款第 4 条に定める MOBIRY DAYS アプリ、WEB サイト上において身体障害者

手帳番号を登録した障害者割引MOB I R Y DAY S乗車券を使用したときは、その障害者の旅客運賃は、大人普通旅客運賃の半額とする。但し、10 円未満の端数は10 円単位に切上げる。

- 2 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者が、療育手帳を呈示したとき、所定の割引証を差出したとき、あらかじめ当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所において療育手帳を呈示して購入した障害者割引MOB I R Y DAY S乗車券、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において療育手帳番号を登録した障害者割引MOB I R Y DAY S乗車券を使用したときは、その障害者の旅客運賃は、大人普通旅客運賃の半額とする。但し、10 円未満の端数は10 円単位に切上げる。
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害等級 1 級、2 級及び 3 級の精神障害者が、精神障害者保健福祉手帳を呈示したとき、所定の割引証を差出したとき、あらかじめ当社の定期券発売窓口若しくは当社が指定した各発売所において精神障害者保健福祉手帳を呈示して購入した障害者割引MOB I R Y DAY S乗車券、又はMOB I R Y DAY S利用約款第 4 条に定めるMOB I R Y DAY Sアプリ、WEBサイト上において精神障害者保健福祉手帳番号を登録した障害者割引MOB I R Y DAY S乗車券を使用したときは、その障害者の旅客運賃は、大人普通旅客運賃の半額とする。但し、10 円未満の端数は10 円単位に切上げる。
- 4 障害者の小児は、障害者割引を適用しない。
- 5 障害者の幼児又は乳児が、無賃となる介護者とともに乗車の場合は、その幼児又は乳児は小児とみなし、小児運賃とする。但し、介護者の無賃を適用しない場合は、この限りではない。
- 6 旅客は、障害者割引を適用するときは、乗務員に同条第 1 項から第 3 項に規定する手帳の障害種別を呈示するものとする。但し、障害者割引MOB I R Y DAY S乗車券を使用する場合は、この限りではない。
- 7 旅客が乗務員に同条第 1 項から第 3 項に規定する手帳の障害種別を呈示した場合に、乗務員が障害種別を確認できないときは、障害者であっても普通旅客運賃とする。
- 8 障害者が介護者の無賃を適用したときは、その障害者は、他の割引制度を同時に適用できないものとする。但し、介護者が乳児を同伴する場合は、この限りではない。
- 9 本条第 1 項から第 3 項、第 6 項及び第 7 項に規定する各種手帳の呈示については、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和 2 年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知）に基づきマイナンバーにより連携した手帳情報（以下、「マイナンバー連携済み手帳情報」）を、機器に表示させた画面の呈示に代えることができる。
(介護者の旅客運賃)

第 62 条 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている第 1 種身体障害者及び 12 才未満の第 2 種身体障害者が、その介護者と乗車区間を同一にして乗車する場合で、身体障害者手帳を呈示したとき、又は所定の割引書を差出したときは、その介護者の旅客運賃は無賃とする。

- 2 療育手帳制度要綱に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている第 1 種知的障害者及び 12 才未満の第 2 種知的障害者が、その介護者と乗車区間を同一にして乗車する場合で、療育手帳を呈示したとき、又は所定の割引証を差出したときは、その介護者の旅客運賃は、無賃とする。
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害等級 1 級及び 12 才未満の 2 級・3 級の精神障害者が、その介護者と乗車区

間を同一にして乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したとき、又は所定の割引証を差出したときは、その介護者の旅客運賃は、無賃とする。

- 4 無賃となる介護者は、2人を限度とし、3人目からは普通旅客運賃とする。
- 5 障害者又は介護者は、乗務員に同条第1項から第3項に規定する手帳の障害種別を呈示するものとする。但し、乗務員が障害種別を確認できないときは、介護者であっても大人普通旅客運賃とする。
- 6 介護者は、介護能力のある12才以上の大人とする。
- 7 要介護の認定を受けている障害者が株主優待乗車券、家族乗車証等を使用して乗車する場合は、介護者を無賃とする。
- 8 障害者が介護者の無賃を適用したときは、その介護者は、他の割引制度を同時に適用できないものとする。但し、介護者が乳児を同伴する場合は、この限りではない。
- 9 本条第1項から第3項及び第5項に規定する各種手帳の呈示については、「マイナンバー連携済み手帳情報」を、機器に表示させた画面の呈示に代えることができる。

第2節 各種旅客運賃

(普通旅客運賃)

第63条 大人普通旅客運賃(片道)は、以下のとおりとする。

- (1) 鉄道は240円均一運賃とする。
- (2) 軌道は240円均一運賃とする。

(MOBIRY DAYS運賃)

第63条の2 鉄道において、MOBIRY DAYS乗車券を利用し運賃全額を支払う場合、収受する金額(以下「MOBIRY DAYS運賃」という。)は、以下の通りとする。

- 2 発着区間の営業キロ程により普通旅客運賃から次の金額を割り引いた額とし、1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切上げる。但し、運賃の一部を現金等MOBIRY DAYS乗車券以外の手段を用いて支払う場合は割引をしない。

営業キロ程		割引額	(MOBIRY DAYS運賃)
	3キロメートルまで	90円	(150円)
3キロメートルを超え	6キロメートルまで	70円	(170円)
6キロメートルを超え	10キロメートルまで	40円	(200円)
10キロメートルを超え	14キロメートルまで	30円	(210円)
14キロメートルを超え	17キロメートルまで	20円	(220円)

但し、広電五日市駅から広電廿日市駅間及び宮内駅から広電阿品駅間は、3キロメートルを超えていても90円として取扱う。

- 3 小児又は障害者が、鉄道において、MOBIRY DAYS乗車券を利用し運賃全額を支払う場合の収受する金額は、前項に定めるMOBIRY DAYS運賃の半額とする。

(鉄軌道連絡普通旅客運賃)

第64条 鉄軌道連絡普通旅客運賃は、鉄道普通旅客運賃から130円引きしたものと軌道普通旅客運賃から110円引きしたものを併算した額とする。

(旅客運賃の重複割引適用の禁止)

第65条 旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合は、重複した割引は適用しない。

(団体旅客運賃)

第66条 団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

イ 15 人以上

大人 2 割引、小児 1 割引

(2) 普通団体

イ 15 人以上 1 割引

2 団体旅客が 15 人以上 50 人までの場合は、当該旅客のうち 1 人を無賃扱いとし、50 人を超える人員に対して、50 人までごとに 1 人を無賃扱いとする。

(団体旅客運賃の計算方)

第 67 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当りの大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額を端数整理した額とする。但し、10 円未満の端数が生じた場合は、10 円単位に切上げる。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当りの小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額を端数整理した額とする。但し、端数整理については、前号の規定を準用する。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(4) 団体旅客運賃は、幼児無賃割引、障害者割引、介護者割引及びその他の割引とは併用できないものとする。

(連絡団体旅客運賃)

第 68 条 鉄軌道連絡団体旅客運賃は、鉄軌道連絡普通旅客運賃から前条と同様の割引を行う。

(貸切旅客運賃)

第 69 条 貸切乗車券を発売する場合は、以下のとおりとする。

1 鉄道は、1 行程を次の通りとする。

接続車 43,200 円

2 軌道は、1 行程を次のとおりとする。

単車 23,040 円

但し、当社が認めた場合に限り、接続車の貸切旅客運賃は 43,200 円とする。

(鉄軌道連絡貸切旅客運賃)

第 70 条 鉄軌道連絡貸切旅客乗車券を発売する場合は、1 行程を次のとおりとする。

接続車 43,200 円

(宮島線区間定期旅客運賃)

第 71 条 宮島線区間定期旅客運賃は、次のとおりとする。

宮島線区間定期旅客運賃表 (別紙第 3 表)

(電車全線定期旅客運賃)

第 72 条 電車全線定期旅客運賃は、次のとおりとする。

電車全線定期旅客運賃表 (別紙第 3 表)

(学期別通学定期旅客運賃)

第 73 条 学期別通学定期旅客運賃は、次のとおりとする。

学期別通学定期旅客運賃表 (別紙第 4 表)

(通勤通学定期旅客運賃)

第 74 条 【削除】

（企画定期乗車券（どっちもパス）運賃）

第 75 条 【削除】

（企画定期乗車券（エリアフリーパス）の運賃）

第 76 条 とくとかパスの定期旅客運賃は、広電バス区間定期乗車券の額に、1 箇月に付き 500 円を加算した額とする。

2 障害者は 3 割引とする。この割引において生じる 10 円未満の端数は 10 円単位に切り上げる。

3 学期別通学定期乗車券の端数日は、1 箇月として取扱い、2 箇月と端数日の場合は 3 箇月分、3 箇月と端数日の場合は 4 箇月分とする。

（企画定期乗車券（広島シティパス・広島シティパスワイド）の運賃）

第 76 条の 2 広島シティパス及び広島シティパスワイドの定期旅客運賃は、次のとおりとする。

広島シティパス・広島シティパスワイド定期旅客運賃表（別紙第 4 表）

（企画定期乗車券（シルバーパス 70）の運賃）

第 77 条 シルバーパス 70 の定期旅客運賃は、1 箇月につき 7,000 円とする。

2 障害者割引は適用しない。

（乗継ぎ及び乗換えの運賃）

第 78 条 乗継ぎ及び乗換えの運賃については、以下のとおりとする。

（1）鉄道における乗継ぎの運賃

イ 広電西広島停留場において第 63 条に規定する普通旅客運賃を収受し、乗継ぎ後の運賃を無賃とする。但し、鉄道から軌道へ乗継いだ場合で、乗継ぎ前の運賃及び乗継ぎ後の運賃全額を MOB I R Y DAY S 乗車券を用いて支払う場合は、広電西広島停留所において第 63 条の 2 に規定する MOB I R Y DAY S 運賃を収受し、乗継ぎ後、普通旅客運賃から既に収受した MOB I R Y DAY S 運賃を差引いた差額運賃を収受する。

ロ 乗継ぎの有効期限は、MOB I R Y DAY S 乗車券を使用して乗継ぐ場合は乗継ぎ前の列車又は車両を降車し 60 分以内、普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗継ぐ場合は乗継ぎ前の列車又は車両を降車した当日限りとする。但し、以下の場合は、割引を適用しない。

（i）広電西広島停留場以外で乗継いだとき

（ii）有効期限を超過したとき

（iii）後戻りとなる利用をしたとき

（iv）同じ行先の列車又は車両へ乗継いだとき

ハ 普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗継ぐ場合は、別紙第 1 表に定める電車乗換券を発行する。

ニ 定期乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。

（2）軌道における乗換えの運賃

イ 乗換指定停留場（的場町、八丁堀、紙屋町東・紙屋町西・本通、十日市町、土橋、日赤病院前[広島港方面のみ]、広電本社前、皆実町六丁目、宇品二丁目）において第 63 条又は第 64 条に規定する普通旅客運賃を収受し、軌道へ乗換えた場合は、乗換え後の運賃を無賃とする。

ロ 普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗換える場合は、別紙第 1 表に定める電車乗換券を発行する。

ハ 乗換えの有効期限は、MOB I R Y DAY S 乗車券を使用して乗換える場合は乗換え前

の車両を降車し 60 分以内、普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗換える場合は乗換え前の車両を降車した当日限りとする。但し、以下の場合は、割引を適用しない。

(i) 乗換指定停留場以外で乗換えたとき

(ii) 有効期限を超過したとき

(iii) 後戻りとなる利用をしたとき

(iv) 同じ行先の車両へ乗換えたとき

ニ 定期乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。

(3) バスにおける乗継ぎの運賃

イ MOBIRY DAYS 乗車券を使用して乗継ぐ場合は、別に定める MOBIRY DAYS 乗車券取扱規則第 7 条第 2 項により取扱う。

ロ MOBIRY DAYS 乗車券以外の乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。

(MOBIRY DAYS 乗車券の再乗車)

第 78 条の 2 MOBIRY DAYS 乗車券を使用した再乗車の運賃については、以下のとおりとする。

(1) 軌道線全停留場において降車停留場（但し、紙屋町東・紙屋町西・本通については同一停留場とみなす）より後戻りにならない経路を運行する車両に再乗車した場合は、MOBIRY DAYS 乗車券取扱規則第 7 条に規定する運賃を収受し、再乗車後の運賃を無賃とする。

(2) 再乗車の有効期限は、再乗車前の車両を降車し 60 分以内とする。

第 4 章 乗車券の効力

第 1 節 通 則

(乗車券の使用条件)

第 79 条 乗車券は、特に乗車人員を記載したもの及び MOBIRY DAYS 乗車券又は 10 カード乗車券を除き、1 券片をもって 1 人が 1 回に限りその券面表示事項に従って使用することができる。但し、期間内に限り定期乗車券、電車一日乗車券・一日乗車乗船券については、その使用回数を制限しない。MOBIRY TRAVEL 乗車券については、別途定める。

(乗車券の効力の特例)

第 80 条 乗車券は、次の各号に掲げる場合には、前条の規定にかかわらず使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児又は障害者が使用して乗車するとき

(2) 乗車券(定期乗車券を除く。)の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車するとき

(3) 定期乗車券を使用して当該定期乗車券の有効区間内の途中駅から乗車するとき

(4) 小児用の普通乗車券を第 61 条に規定する障害者が使用して乗車するとき

(5) 広電電車広電バス・ボンバス乗車券に運賃を追加して乗車するとき

(券面表示事項が不明又は機器での取扱いが不能となった乗車券)

第 81 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったとき又は機器での取扱いが不能となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により、使用できない乗車券を所持する旅客は、MOBIRY DAYS 乗車券、IC カード乗車券及び MOBIRY TRAVEL 乗車券を除き当社の定期券発売窓口、又は当社が指定した各発売所に差出して書換え及び再発行を請求することができる。

3 前項の規定により、旅客より書換え及び再発行の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認め

られ、且つ旅客の申出その他の方法によりその不明事項が判別できるときに限り、無手数料により当該乗車券と引換えに書換え及び再発行することができる。但し、旅客の不注意による場合は、普通乗車券については1枚につき手数料100円、その他の乗車券については1枚につき手数料200円を収受する。

- 4 MOBIRY DAYS乗車券に附帯する専用ICカードについては、機器での取扱いが不能となったとき、MOBIRY DAYS利用約款第25条により取扱う。

(不乗区間に対する取扱い)

第82条 旅客は、第80条第2号の規定により、乗車券(定期乗車券を除く。)の券面に表示された発着区間内、若しくは第80条第3号の規定により、定期乗車券の有効区間内の途中駅又は途中停留場から旅行を開始した場合の不乗区間について、その乗車券の効力は失効する。

(通用期間の起算日)

第83条 乗車券の通用期間は、開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第84条 【削除】

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い方)

第85条 旅客が、第91条及び第92条の規定により、当該乗車について効力のない乗車券を使用した場合は、これを無効とする。但し、MOBIRY DAYS乗車券及びMOBIRY TRAVEL乗車券を除き、当該乗車券を回収する。

第2節 各種乗車券の効力

(通用期間)

第86条 乗車券の通用期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

- (1) 普通乗車券

全区間を通じて1日とする。

- (2) 鉄軌道連絡普通乗車券

全区間を通じて1日とする。

- (3) 団体乗車券

その都度定める。

- (4) 貸切乗車券

その都度定める。

- (5) 定期乗車券

イ 宮島線通勤区間定期乗車券

1箇月、3箇月、6箇月及び1年とする。

ロ 宮島線通学区間定期乗車券

1箇月、3箇月、6箇月、1年及び学期別とする。

ハ 【削除】

ニ 電車全線通勤定期乗車券

1箇月、3箇月、6箇月及び1年とする。

ホ 電車全線通学定期乗車券

1 箇月、3 箇月、6 箇月、1 年及び学期別とする。

へ 企画定期乗車券

エリアフリーパス

1 箇月、3 箇月、6 箇月、1 年及び学期別とする。

広島シティパス・広島シティパスワイド

1 箇月、3 箇月、6 箇月及び1 年とする。

シルバーパス 70

1 箇月、3 箇月、6 箇月及び1 年とする。

(6) 広電電車広電バス・ボンバス乗車券

全区間を通じて1 日とする。

(7) その他当社が認めた乗車券等

その都度定める。

(広電電車広電バス・ボンバス乗車券の使用)

第 87 条 広電電車広電バス・ボンバス乗車券は、第 79 条の規定にかかわらず、運賃を追加することにより、複数の旅客が同時に使用することができる。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 88 条 乗車券は、次の各号に該当する場合は、その後の乗車については、無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車したとき

但し、MOB I R Y DAY S 乗車券、1 0 カード乗車券、電車一日乗車券・一日乗車乗船券、MOB I R Y TR A V E L 乗車券及び定期乗車券の区間内で下車する場合はこの限りではない。

(2) 旅客が第 85 条の取扱いを受けたとき

(3) 旅客が第 135 条の取扱いを受けたとき

(4) 鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)第 42 条の規定によって列車又は車両外に退去させられたとき

(回数乗車券の取扱い)

第 89 条 【削除】

(改氏名の場合の定期乗車券の書換え)

第 90 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合、MOB I R Y DAY S 利用約款第 7 条に定める手続きを行い、その氏名の書換えの請求をしなければならない。

2 旅客より書換えの請求があった場合は、無手数料により取扱う。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 91 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その全券片を無効とする。また、MOB I R Y DAY S 乗車券及びMOB I R Y TR A V E L 乗車券を除き、当該乗車券を回収する。

(1) 券面表示事項が確認できない乗車券を使用したとき

(2) 券面表示事項を、ぬり消し又は改変して使用したとき

(3) 資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき

(4) 乗車後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき

(5) 証明書(障害者の場合、各種手帳の本通のみが証明書として利用でき、第 61 条第 9 項に規定する「マイナンバー連携済み手帳情報」を証明書として利用することはできない)等の携帯を

必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき

- (6) 有効期限を経過した乗車券を使用したとき
- (7) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (8) 大人が小児用の乗車券を使用したとき
- (9) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合においても準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 92 条 定期乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

- (1) 定期乗車券を当該定期乗車券購入時のMOB I R Y DAY S利用約款第 6 条に定めるユーザ登録者以外の者が使用したとき
- (2) 第 50 条の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した定期乗車券を使用したとき
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (4) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき
- (5) 偽造、変造又は不正に作成されたMOB I R Y DAY S乗車券を所持しているとき
- (6) 定期乗車券を所持する旅客が別に定めるMOB I R Y DAY S乗車券取扱規則別表 1 に規定する所持資格を失った後に定期乗車券を使用したとき
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 49 条の規定による証明書を携帯していないとき
- (8) 証明書等の携帯を必要とする定期乗車券を使用する旅客が、証明書（障害者の場合、各種手帳の本通のみが証明書として利用でき、第 61 条第 9 項に規定する「マイナンバー連携済み手帳情報」を証明書として利用することはできない）等を携帯していないとき
- (9) リーダで乗車処理を行わず、虚偽の申告により、定期乗車券の有効区間外の区間を乗車したとき
- (10) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき

（J R 後払乗車票の適用範囲）

第 93 条 J R 後払乗車票は、J R の不通区間及び不通時間内に限り、J R と併走する路線に使用できる。

第 5 章 乗車券の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

（乗車券の改札）

第 94 条 旅客は、降車の際に所持する乗車券の改札を受けなければならない。但し、運賃を後払いとする場合は、この限りではない。

2 前項の規定による外、旅客は係員の請求があるときは、いつでも所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が身分証明書の携帯を必要とするものであるときの身分証明書（旅客が障害者の場合、各種手帳の本通のみが身分証明書として利用でき、第 61 条第 9 項に規定する「マイナンバー連携済み手帳情報」を身分証明書として利用することはできない）についても同様とする。

（乗車券の引渡し）

第 95 条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を使

用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第96条 普通乗車券を使用する旅客は、降車の際に該当乗車券の改札を受け、係員に引渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第97条 【削除】

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第98条 引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の乗車を終了し、降車する際に、その所持する当該乗車券の改札を受け、係員に引渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第99条 定期乗車券を使用する旅客は、乗車の際にリーダで乗車処理を行い、降車の際は、係員のいる扉に設置のリーダで当該乗車券の降車処理を行い、その改札を受けるものとする。但し、全扉乗降対応車両において、降車の際、係員による操作を必要としない降車処理に限り、係員のいない扉に設置のリーダで当該乗車券の降車処理を行い、その改札を受けることができる。また、当該乗車券の係員への引渡しは必要としないものとする。

(電車一日乗車券・一日乗車乗船券、MOBIRY DAYS乗車券、10カード乗車券、MOBIRY TRAVEL乗車券、その他当社が認めた乗車券等の改札及び引渡し)

第100条 電車一日乗車券・一日乗車乗船券を使用する旅客は、乗車の際に乗車券のスクラッチ印刷のうち利用する年・月・日の箇所を各1箇所削り、降車の際は、係員に当該乗車券のスクラッチ印刷を削った箇所を明瞭に呈示してその改札を受けるものとする。但し、当該乗車券の係員への引渡しは必要としないものとする。

2 MOBIRY DAYS乗車券を使用する旅客は、乗車の際にリーダで乗車処理を行い、降車の際は、係員のいる扉に設置のリーダで当該乗車券の降車処理を行い、その改札を受けるものとする。但し、全扉乗降対応車両において、降車の際、係員による操作を必要としない降車処理に限り、係員のいない扉に設置のリーダで当該乗車券の降車処理を行い、その改札を受けることができる。また、当該乗車券の係員への引渡しは必要としないものとする。

3 10カード乗車券を使用する旅客は、降車の際は、係員のいるIC車載機で当該乗車券の降車処理を行い、その改札を受けるものとする。また、当該乗車券の係員への引渡しは必要としないものとする。

4 MOBIRY TRAVEL乗車券を使用する旅客は、降車の際に、係員に券面表示事項を表示させた機器の画面を明瞭に呈示してその改札を受けるものとする。但し、当該乗車券の係員への引渡しは必要としないものとする。

5 その他当社が認めた乗車券等を使用する旅客に対する改札及び引渡しについては、その都度定める。

第6章 乗車変更の取扱い

(乗越し)

第101条 旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受けた場合、次の各号に定める取扱い（この取扱いを「乗越し」という。）を行うことができる。

(1) 鉄道において、所持する普通乗車券に表示された着駅から当該着駅を越えた駅へ変更すること

(2) 所持する普通乗車券に表示された運賃を超える区間に乗車すること

2 乗越しの取扱いをする場合は、次の各号により旅客運賃を収受する。

(1) 前項第1号において、乗越しをしようとする区間が乗車券面表示の運賃区界を超える場合は、原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と原乗車券の発駅から乗越し着駅までの区間に対する普通旅客運賃との差額を収受する。

(2) 前項第2号において、原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と乗車駅又は乗車停留場からの区間に対する普通旅客運賃との差額を収受する。

(3) 直通電車で乗越しをしようとするとき、その区間が広電西広島停留場を越えて軌道又は鉄道へまたがる場合は、原乗車券の発駅又は停留場から乗越し着駅又は停留場までの区間に対する鉄軌道普通旅客運賃との差額を収受する。

(別途乗車)

第102条 団体乗車券、貸切乗車券、及び定期乗車券を所持する旅客に対しては、別途乗車として、乗越し区間に対する相当の普通旅客運賃を収受する。

(定期乗車券の種類及び区間変更)

第103条 旅客は、定期乗車券の種類及び区間変更を希望する場合は、その所持する定期乗車券を発行窓口に提出し、一旦、払戻しを無手数料により行った後、新規に定期乗車券を購入する。

2 前項の計算については、残通用期間を通用期間で除いたものを当該定期乗車券発売金額に乗じるものとする。但し、払戻し請求の当日は経過日数に算入する。

3 通用期間は、実日数とする。

(定期乗車券の期間変更)

第104条 【削除】

(定期乗車券の乗車変更)

第105条 【削除】

(その他の乗車券の変更)

第106条 旅客は、その他の乗車券(定期乗車券を除く。)の変更を希望する場合は、未使用の場合に限り、その所持する乗車券を当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所に差出し、一旦、払戻しを行い、所定の払戻し手数料を支払った後、新規にその他の乗車券を購入する。但し、広電電車広電バス・ボンバス乗車券及びその他当社が認めた乗車券等で払戻しを行わない乗車券については、変更の取扱いを行わない。

2 宮島松大汽船株式会社の運営するフェリー(以下、「フェリー」という。)が天候不良等でやむを得ず不通の場合は、通用期間内の電車一日乗車券・一日乗車乗船券に限り使用、未使用にかかわらず、無手数料で当該乗車券を変更し、差額を返金する。

第7章 旅客の特殊の取扱い

第1節 通 則

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第107条 旅客は、第80条第1項の規定により、小児又は障害者が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払戻しを請求することができない。

2 広電電車広電バス・ボンバス乗車券及びその他当社が認めた乗車券等で払戻しを行わない乗車券

については、未使用の場合であっても、払戻しは行わない。MOBIRY TRAVEL乗車券については、別途定める。

3 広電電車広電バス・ボンバス乗車券で券面記載の金額を下回る区間を乗車した場合、差額の払戻しを請求することができない。同乗車券を使用して小児又は障害者が1人で乗車した場合も同様とする。

4 途中下車した場合の差額については、払戻しを請求することができない。

(旅客運賃の払戻しに伴う割引証等の変更)

第108条 旅客は、割引証を提出して購入した乗車券について払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払戻し)

第109条 旅客は、当社が乗車券変更等の際に収受した手数料の払戻しを請求することができない。

第2節 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)

第110条 旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該旅客の乗車駅又は乗車停留場からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

(1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき

但し、運賃後払いとする場合は、この限りではない。

(2) 第91条の規定によって無効となる乗車券で乗車したとき

(3) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取り集めの際に引渡しをしないとき

2 団体旅客が、当該乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第3項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した前項の規定による普通旅客運賃及び増運賃をその団体申込者から収受する。

3 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第91条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人人数分に対し、その団体申込者から第1項本文の規定による普通旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受)

第111条 第92条の規定により、定期乗車券を無効とした場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とそれに相当する額の増運賃を収受する。

(1) 第92条第1号から第5号までの一に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日から、第6号に該当する場合はその使用資格を失った日から、その定期乗車券を使用して定期乗車券区間を毎日1往復（又は2回）乗車したものと計算した普通旅客運賃

(2) 第92条第7号及び第8号に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

(3) 第92条第9号に該当する場合は、その乗り越した区間に対する普通旅客運賃

(乗車駅又は乗車停留場が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方)

第112条 第110条の規定により普通旅客運賃、増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅又は乗車停留場が判明しないときは、当該列車の出発駅又は車両の出発停留場から乗車したものとみなす。

第3節 紛失

(乗車券紛失の場合の取扱い方)

第113条 旅客が、乗車後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、列車の出発駅又は車両の出発停留場からの普通旅客運賃を収受する。但し、係員がその事実を認定することができるときは、この限りではない。

(団体乗車券、貸切乗車券、紛失の場合の取扱い方)

第114条 旅客が団体乗車券、貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、相当の団体乗車券、貸切乗車券の再発行をすることがある。

第4節 任意による旅行の取止め

(乗車前の旅客運賃の払戻し)

第115条 旅客は、乗車前に、乗車券(定期乗車券、MOBIRY DAYS乗車券、ICカード乗車券、電車一日乗車券・一日乗車乗船券及び第107条第2項に規定する乗車券を除く。)が不要となった場合は、未使用の場合に限り、これを当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所に差出して、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、普通乗車券1枚につき100円、その他の乗車券は1枚につき200円の手数料を支払うものとする。但し、不要となった事由が第123条の規定による場合は、手数料を要しない。

2 MOBIRY DAYS乗車券、PASPY乗車券が不要となった場合は、これを当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所に差出して、払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、MOBIRY DAYS乗車券は1枚につき210円の手数料を支払うものとする。但し、不要となった事由が第122条の規定による場合は、手数料を要しない。

3 電車一日乗車券・一日乗車乗船券が不要となった場合は、これを当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所に差出して、払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、1枚につき200円の手数料を支払うものとする。但し、磁気カード式については、未使用のものに限り手数料を要しない。なお、紙券(スクラッチ式)について、券面に記載された有効期間を経過した場合、「年」「月」「日」を2箇所以上削った場合は、無効となるため払戻しを行わない。

(使用開始前の定期乗車券の払戻し)

第116条 旅客は、別に定めるMOBIRY DAYS乗車券取扱規則第11条に定める手続きを行い、通用期間開始前の定期乗車券の既に支払った定期旅客運賃の払戻しを請求することができる。但し、旅客は手数料として、定期乗車券1枚につき520円を支払うものとする。

(使用開始前の回数旅客運賃の払戻し)【軌道】

第117条 【削除】

(乗車後の旅客運賃の払戻し)

第118条 往復乗車券として代用発売した片道乗車券の未使用券片については、第115条の規定を準用する。

(使用開始後の定期乗車券の払戻し)

第119条 旅客は、定期乗車券(企画定期乗車券を除く。)の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数及び端数日に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。なお、旅客は別に定めるMOBIRY DAYS乗車券取扱規則第11条に定める手続きを行うものとし、手数料として、定期乗車券1枚につき520

円を支払うものとする。

- 2 前項の計算については、払戻し請求の当日は経過日数に算入し、1 箇月未満の経過日数は当該区間を普通旅客運賃によって 1 日 1 往復乗車したものとみなして計算する。但し、宮島線区間定期乗車券については、普通旅客運賃に代えて MOBI RY DAY S 運賃を用いて計算する。なお、経過月数に相当する旅客運賃と端数日部分の合算額が、次の各号の額を上回る場合については、当該各号の額を用いて算出する。

- (1) 経過日数が 1 箇月未満の端数日のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃
- (2) 経過日数が 1 箇月と端数日のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
- (3) 経過日数が 2 箇月と端数日のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 3 倍の額
- (4) 経過日数が 3 箇月と端数日のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (5) 経過日数が 4 箇月と端数日のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍の額に相当する定期旅客運賃の合算額
- (6) 経過日数が 5 箇月と端数日のときは、3 箇月と 1 箇月の 3 倍の額に相当する定期旅客運賃額
- (7) 経過日数が 6 箇月と端数日のときは、6 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (8) 経過日数が 7 箇月と端数日のときは、6 箇月と 1 箇月の 2 倍の額に相当する定期旅客運賃の合算額
- (9) 経過日数が 8 箇月と端数日のときは、6 箇月と 3 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (10) 経過日数が 9 箇月と端数日のときは、6 箇月と 3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (11) 経過日数が 10 箇月と端数日のときは、6 箇月と 3 箇月と 1 箇月の 2 倍の額に相当する定期旅客運賃の合算額
- (12) 経過日数が 11 箇月と端数日のときは、6 箇月と 3 箇月と 1 箇月の 3 倍の額に相当する定期旅客運賃の合算額

- 3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が 1 箇月、3 箇月又は 6 箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
- (3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍の額に相当する定期旅客運賃の合算額
- (5) 使用経過月数が 7 箇月のときは、6 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (6) 使用経過月数が 8 箇月のときは、6 箇月と 1 箇月の 2 倍の額に相当する定期旅客運賃の合算額
- (7) 使用経過月数が 9 箇月のときは、6 箇月と 3 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (8) 使用経過月数が 10 箇月のときは、6 箇月と 3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (9) 使用経過月数が 11 箇月のときは、6 箇月と 3 箇月と 1 箇月の 2 倍の額に相当する定期旅客運賃の合算額

(使用開始後の回数旅客運賃の払戻し)【軌道】

第 120 条 【削除】

(使用開始後の企画定期乗車券の払戻し)

- 第 121 条 旅客は、エリアフリーパス及び広島シティパス、広島シティパスワイド、シルバーパス 70 の使用を開始した後、その企画定期乗車券が不要となった場合は、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数及び端数日に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。
- なお、旅客は別に定める MOBI RY DAY S 乗車券取扱規則第 11 条に定める手続きを行うもの

とし、手数料として、乗車券 1 枚につき 520 円を支払うものとする。

- 2 区間定期乗車券分及び広島シティパス、広島シティパスワイドの払戻しは、第 119 条を適用する。
この場合、第 119 条における普通旅客運賃は、区間定期乗車券については当該区間の普通旅客運賃、広島シティパスについては 240 円、広島シティパスワイドについては 400 円として算出する。但し、小児又は障害者については、これらの運賃を半額とし、10 円未満の端数は 10 円単位に切り上げる。
- 3 エリアフリーパスの払戻額は 1 箇月単位とし、使用日数の端数は 1 箇月に切り上げる。
- 4 シルバーパス 70 の払戻しについては、第 119 条を準用する。この場合、第 119 条における普通旅客運賃は、240 円として算出する。但し、障害者については、これらの運賃を半額とし、10 円未満の端数は 10 円単位に切り上げる。

(当社都合による乗車券の払戻し)

第 122 条 当社は、既に発行した乗車券の様式変更等による無効、その他当社の都合により乗車券又は運行の取扱いを変更する場合は、その旨を駅又は停留場等に掲示し、旅客の請求により、取扱い期間内に限り、当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所において無手数料で、払戻しの取扱いをする。但し、払戻し期間は、その都度定めるものとする。

第 5 節 運行不能及び遅延

(列車等の運行不能等の場合の取扱い方)

第 123 条 旅客は、乗車後、次の各号の一に該当する場合は、旅行の中止又は第 124 条の規定による無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く。)を請求することができる。但し、第 7 条第 2 項を適用した場合は、この限りではない。

- (1) 列車又は車両が運行不能となったとき
- (2) 列車又は車両の故障、その他旅客の責に帰さない事由によって、旅行を中止したとき

(無賃送還の取扱い方)

第 124 条 前条の規定により旅客が無賃送還の取扱いを請求した場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

- (1) 無賃送還は、鉄道においてはその事実が発生したときに、使用していた乗車券の券片に表示された発駅又は乗車駅までとし、軌道においては乗車停留場までとする。
 - (2) 無賃送還は、鉄道においては乗車券面に表示された発駅又は乗車駅に向けて出発する列車、軌道においては乗車停留場に向けて出発する車両による。
 - (3) 旅客が、前号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃の払戻しをする。但し、運賃後払いとする場合及び普通乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、定期乗車券以外を使用する旅客については、払戻しの取扱いをしない。
- (1) 乗車券面に表示された発駅又は発停留場まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額
 - (2) 乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで無賃送還したときは、既に収受した旅客運賃から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間の旅客運賃を差引いた残額

(運行不能の場合の旅客運賃の払戻し駅)

第 125 条 第 123 条の各号の一に該当する前に購入した普通乗車券、団体乗車券及び貸切乗車券が不要となった場合又は前条第 2 項の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、広電宮島口駅、広島駅停留場、広島港停留場、営業所において旅客運賃の払戻しを請求しなければならない。但

し、通用期間内のものに限り取扱うものとする。

(運行休止の場合の取扱方)

第 126 条 定期乗車券のうちMOB I R Y DAY S乗車券に附帯するものを使用する旅客は、列車又は車両が運行休止のため引続き 24 時間以上定期乗車券を使用できなくなった場合は、その定期乗車券の期間満了後にその定期乗車券を定期乗車券発売窓口に出し、当該定期乗車券発売金額のうち運休日数分を返金するものとする。但し、定期乗車券の購入履歴が確認できない場合については、払戻しを行わないものとする。

2 定期乗車券のうちPASPY乗車券に附帯するものを使用する旅客は、列車又は車両が運行休止のため引続き 24 時間以上定期乗車券を使用できなくなった場合は、その定期乗車券の期間満了後にその定期乗車券を発行駅及び定期乗車券発売窓口に出し、券面確認のうえ券面金額のうち運休日数分を返金するものとする。但し、継続購入後で運休日を定期乗車券券面で確認できない場合は、払戻しを行わないものとする。

3 第 7 条第 2 項を適用した場合は、この限りではない。

第 6 節 誤購入

(乗車券誤購入の場合の取扱い方)

第 127 条 旅客が、誤ってその希望する乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の類似その他やむを得ないと認められ、且つ係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更する。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

(電車一日乗車券・一日乗車乗船券及びMOB I R Y TRAVEL乗車券の取扱い方)

第 128 条 電車一日乗車券・一日乗車乗船券及びMOB I R Y TRAVEL乗車券を使用後の自己都合による払戻し又は変更はできない。但し、電車一日乗車券・一日乗車乗船券は、未使用に限り、係員が誤購入を確認した場合は、払戻し又は変更することができる。

第 8 章 プリペイドカード

(プリペイドカード) ※2020 年 3 月 31 日以前発行分については取扱終了

第 129 条 【削除】

(プリペイドカードの種類)

第 130 条 【削除】

第 9 章 MOB I R Y DAY S乗車券及びICカード乗車券

(MOB I R Y DAY S乗車券及びICカード乗車券)

第 131 条 この規則でいうMOB I R Y DAY S乗車券及び定期乗車券は、別に定めるMOB I R Y DAY S乗車券取扱規則により、PASPY乗車券は別に定めるICカード乗車券取扱規則により、ICカード乗車券は別に定めるICカード乗車券乗車券取扱規程により取扱うものとする。

第 10 章 手回り品

(手回り品及び持込み禁制品)

第 132 条 旅客は、第 133 条及び第 134 条の規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として列車内又は車両内に持込むことができる。但し、次の各号の一に該当する物品は、列車内又は車両内に持込むことができない。

- (1) 別紙第 5 表に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用することおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (3) 死体
- (4) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第 134 条第 2 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (5) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの
- (6) 列車又は車両を破損することおそれのあるもの
- (7) 固形長尺物で 1.5 メートルを超えるもの
- (8) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれのないように梱包されたものを除く。）

2 旅客が手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は前途の乗車をすることができない。

4 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限り、手回り品として列車内又は車両内に持ち込むことができる。ただし、揮発油等の可燃性液体そのものは、一切列車内又は車両内に持ち込むことができない。

（無料手回り品）

第 133 条 旅客は、次の各号の一に該当する物品を 1 個に限り手回り品として無料で列車内又は車両内に持込むことができる。

- (1) 1 個の容量が 0.05 立方メートル以内の物品
- (2) 1 個の重量が 15 キログラム以内の物品
- (3) 長さ 1.5 メートル以内の物品 但し、運動用具、つり道具を除く

2 旅客は、次の各号の一に該当する犬を無料で列車内又は車両内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。但し、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。但し、当該盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

3 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、当社が認めた場合は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持込むことができる。

（特殊手回り品）

第 134 条 旅客は、前条に規定する制限を超える物品であっても、次の各号の一に該当するものは持込み区間、持込み日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、車内が混雑していない場合に限り、これを列車又は車両内に持込むことができる。

- (1) 競輪用自転車又はサイクリング用自転車であって、解体して帆布製の袋に収納し携帯可能なもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に規定する制限内程度の物品であって当社が特に持込みを承諾したもの

イ 長さ 65 センチメートル以内、容積 0.27 立方メートル以内のもの

ロ 容器に収納した重量が 30 キログラム以内のもの

2 旅客は、小犬、猫、はと又はこれに類する小動物（猛獣、へびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて当社の承諾を受け列車内又は車両内に持込むことができる。

(1) 長さ 65 センチメートル以内、容積 0.05 立方メートル以内の容器に収納したもので、且つ他の旅客に迷惑をかけるおそれがないと認められるもの

(2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

（持込み禁制品又は制限外手回り品の持込時の処置）

第 135 条 旅客が、第 132 条の規定による列車内又は車両内に持込むことのできない物品、又は前条の規定による持込み制限を越える物品を当社の承諾を得ないで列車内又は車両内に持込んだ場合は、旅客を直後の停車駅又は停留場に下車させることができる。

（手回り品の保管）

第 136 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

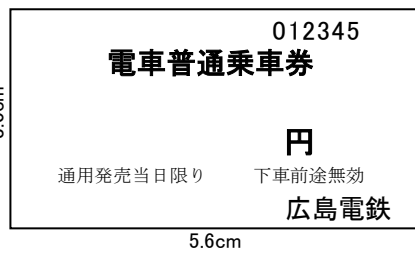
附則

この規則は、2025 年 4 月 29 日より施行する。

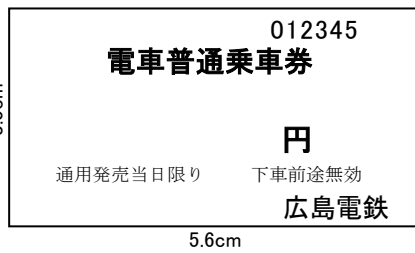
【普通乗車券・鉄軌道連絡普通乗車券】

●臨時発売用(大人、小児用)

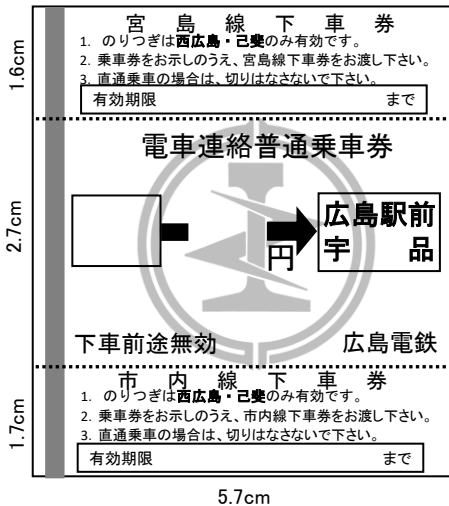
市内線内用



宮島線内用



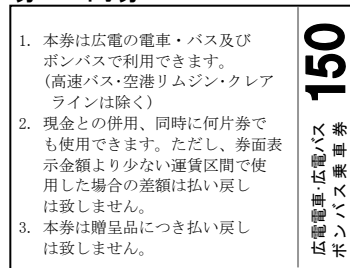
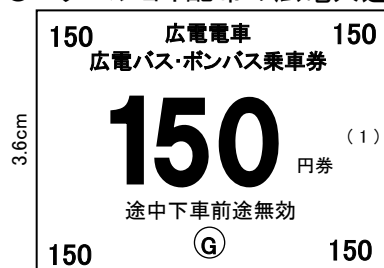
鉄軌道連絡用



※小児用の乗車券は、宮島線下車券および市内線下車券に「小」の字が印字。

【その他】

●マダムジョイ配布の広電共通乗車券150円券



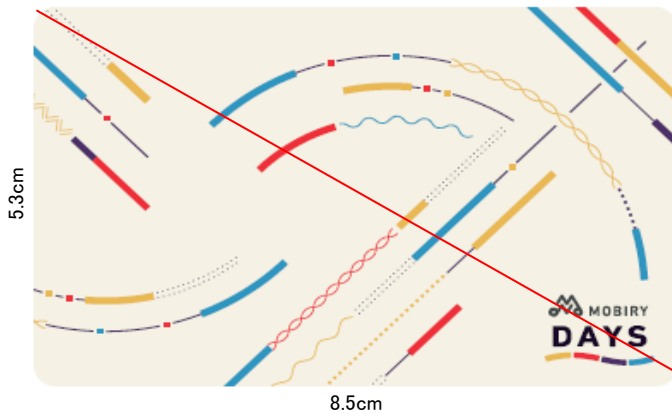
表

裏

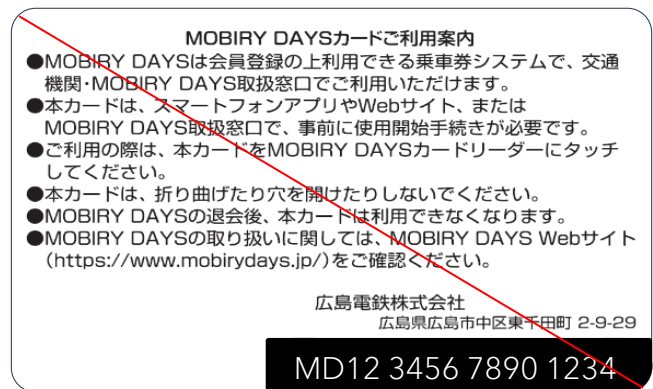
【MOBIRY DAYS乗車券】

(例:専用ICカード)

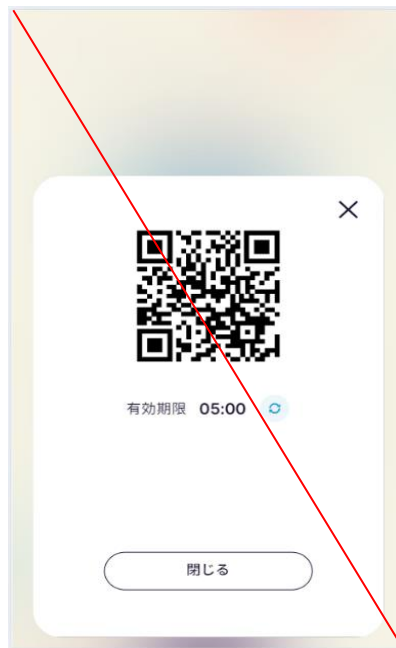
表



裏



(例: MOBIRY DAYSアプリ)



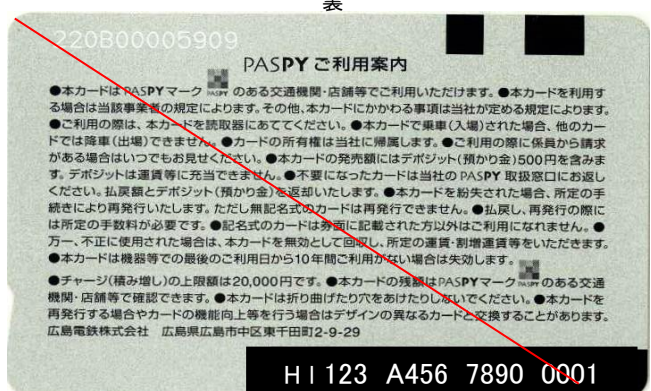
【PASPY乗車券】

(例:無記名カード)

表



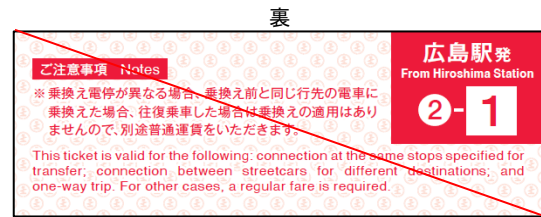
裏



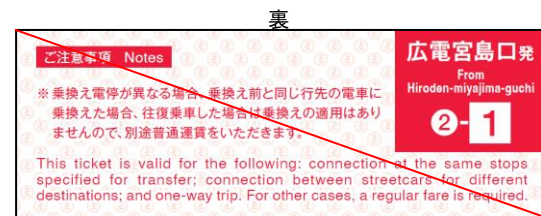
備考 記名式PASPY、PASPY定期乗車券、オリジナルPASPYは別に定める。

【電車乗換券】

(例:2号線 広島駅発)



(例:2号線 広電宮島口発)



備考 右の○の中は各号線の号線番号、□の中は枝番(1~5)

1号線:オレンジ色の下地

2号線:赤色の下地

3号線:青色の下地

5号線:黄緑色の下地

6号線:黄色の下地

7号線:緑色の下地

8号線:ピンク色の下地

9号線:灰色の下地

【団体乗車券・貸切乗車券】

乗車券						発行	
乗車人員		乗車		区間		-	
貸切	乗車人員		車両数		金額		
団体	種別	優待人数	収受人数	通常運賃	割引後額	合計金額	
	普大						
	学大						
	小児						
	幼児						
	合計						

(注) 計算上生じた10円未満の端数は種別ごとに10円単位に切り上げます。

広島市中区東千田町2丁目9番29号

広島電鉄株式会社 電車営業部

担当者名

団体証明書						発行	
乗車人員		乗車		区間		-	
貸切	乗車人員		車両数		金額		
団体	種別	優待人数	収受人数	通常運賃	割引後額	合計金額	
	普大						
	学大						
	小児						
	幼児						
	合計						

(注) 計算上生じた10円未満の端数は種別ごとに10円単位に切り上げます。

広島市中区東千田町2丁目9番29号

広島電鉄株式会社 電車営業部

担当者名

【電車一日乗車券・一日乗車乗船券】

●電車一日乗車券(大人:700円、小児350円)

外面

内面



大人16cm、小児15.4cm

●一日乗車乗船券(大人:1,000円、小児:550円)

外面

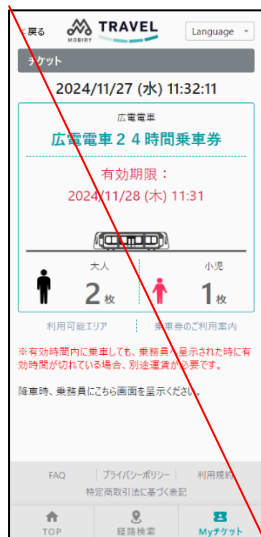
内面



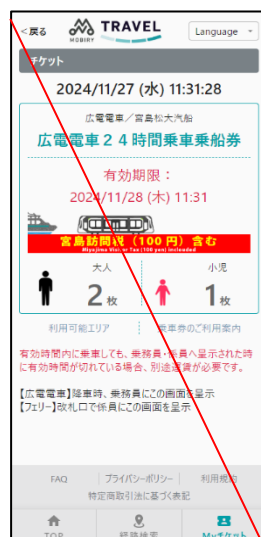
大人16cm、小児15.4cm

【MOBIRY TRAVEL乗車券】

●表示機器画面(一例)



広島電車24時間乗車券



広島電車24時間乗車乗船券

■MOBIRY TRAVEL乗車券の主な別途規定事項について

種類	広電電車 8時間乗車券	広電電車 24時間乗車券	広電電車 24時間 乗車乗船券	広島たびパス 24時間券	広島たびパス 48時間券	広島たびパス 72時間券	広島たびパス ミドルエリア 72時間券	デジタル シティパス	
適用区間	鉄軌道全線							軌道全線	
通用期間	使用開始操作後 8時間	使用開始操作後 24時間			使用開始操作後 48時間	使用開始操作後 72時間		平日 10:00 ～ 16:00	
								土曜・日曜・祝日 使用開始操作後 6時間	
使用条件	券面の有効期間中は、使用回数を制限しない								
払戻し	使用開始前に限り払戻しを行う								
使用開始が 可能となる日	発売日に同じ								
使用開始 期限	購入日を含む90日以内								
販売額	大人券	600円	700円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円	440円
	小児券	300円	350円	550円	—	—	—	—	220円
	障害者券	—	—	—	—	—	—	—	220円
その他の 事項								介護者の 無賃扱いは 適用しない。	

別紙第2表(第22条関係)

■ 鉄道・軌道・鉄軌道旅客運賃表(2025年2月1日改定)

運賃種類		区間	市内線(軌道線)	宮島線(鉄道線)					宮島線・市内線連絡 (鉄軌道連絡)
				3キロまで	3キロを超え 6キロまで	6キロを超え 10キロまで	10キロを超え 14キロまで	14キロを超え 17キロまで	
普通旅客運賃	大人			240 円					
	小児			120 円					
MOBIRY DAYS 運賃	大人		－	150 円	170 円	200 円	210 円	220 円	－
	小児		－	80 円	90 円	100 円	110 円	110 円	－
団体旅客 運賃◆	大人(普通)	1割引		216 円					
	大人(学生)	2割引		192 円					
	小児	1割引		108 円					
貸切旅客運賃			単車 23,040円	連接車 43,200円					
			連接車 43,200円						

運賃種類			券種	電車全線 定期乗車券	宮島線区間定期乗車券				
					MOBIRY DAYS利用時の運賃				
					150円区間	170円区間	200円区間	210円区間	220円区間
定期旅客 運賃	大人	通勤	1ヶ月	9,800 円	5,400 円	6,120 円	7,200 円	7,560 円	7,920 円
			3ヶ月	27,930 円	15,390 円	17,450 円	20,520 円	21,550 円	22,580 円
			6ヶ月	52,920 円	29,160 円	33,050 円	38,880 円	40,830 円	42,770 円
			1年	105,840 円	58,320 円	66,100 円	77,760 円	81,650 円	85,540 円
		通学	1ヶ月	6,770 円	3,600 円	4,080 円	4,800 円	5,040 円	5,280 円
			3ヶ月	19,300 円	10,260 円	11,630 円	13,680 円	14,370 円	15,050 円
			6ヶ月	36,560 円	19,440 円	22,040 円	25,920 円	27,220 円	28,520 円
			1年	69,060 円	36,720 円	41,620 円	48,960 円	51,410 円	53,860 円
	小児	通勤	1ヶ月	4,900 円	2,700 円	3,060 円	3,600 円	3,780 円	3,960 円
			3ヶ月	13,970 円	7,700 円	8,730 円	10,260 円	10,780 円	11,290 円
			6ヶ月	26,460 円	14,580 円	16,530 円	19,440 円	20,420 円	21,390 円
			1年	52,920 円	29,160 円	33,050 円	38,880 円	40,830 円	42,770 円
		通学	1ヶ月	3,390 円	1,800 円	2,040 円	2,400 円	2,520 円	2,640 円
			3ヶ月	9,650 円	5,130 円	5,820 円	6,840 円	7,190 円	7,530 円
			6ヶ月	18,280 円	9,720 円	11,020 円	12,960 円	13,610 円	14,260 円
			1年	34,530 円	18,360 円	20,810 円	24,480 円	25,710 円	26,930 円
	障害者 (大人)	通勤	1ヶ月	6,860 円	3,780 円	4,290 円	5,040 円	5,300 円	5,550 円
			3ヶ月	19,560 円	10,780 円	12,220 円	14,370 円	15,090 円	15,810 円
			6ヶ月	37,050 円	20,420 円	23,140 円	27,220 円	28,590 円	29,940 円
			1年	74,090 円	40,830 円	46,270 円	54,440 円	57,160 円	59,880 円
		通学	1ヶ月	4,740 円	2,520 円	2,860 円	3,360 円	3,530 円	3,700 円
			3ヶ月	13,510 円	7,190 円	8,150 円	9,580 円	10,060 円	10,540 円
			6ヶ月	25,600 円	13,610 円	15,430 円	18,150 円	19,060 円	19,970 円
			1年	48,350 円	25,710 円	29,140 円	34,280 円	35,990 円	37,710 円

◆ 団体優待扱い人員

乗車人員	15～50	51～100	101～150	151～200	201～250	251～300	301～350	351～400	401～450	451～500	以降、50名毎に 1名優待
優待人員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	

◆ 団体割引率

人員	普通団体	学生団体	
		大人	小児
15名以上	1割引	2割引	1割引

【学期定期】2ヶ月定期と端数日の学期別定期旅客運賃表

別紙 第4表(第73条関係)

区間			端数日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
大人	電車全線通学定期乗車券			13,360	13,580	13,800	14,010	14,230	14,450	14,670	14,890	15,110	15,330	15,540	15,770	15,980	16,200	16,420
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	150円区間	7,110	7,220	7,340	7,450	7,570	7,690	7,800	7,920	8,040	8,150	8,270	8,390	8,500	8,620	8,730
			170円区間	8,060	8,190	8,320	8,450	8,580	8,720	8,850	8,980	9,110	9,240	9,380	9,510	9,640	9,770	9,900
			200円区間	9,470	9,630	9,780	9,940	10,090	10,250	10,400	10,560	10,710	10,870	11,020	11,180	11,330	11,490	11,640
			210円区間	9,950	10,110	10,280	10,440	10,600	10,760	10,930	11,090	11,260	11,410	11,580	11,740	11,910	12,070	12,230
			220円区間	10,420	10,600	10,760	10,940	11,100	11,280	11,450	11,620	11,790	11,960	12,130	12,300	12,470	12,640	12,810
小児	電車全線通学定期乗車券			6,680	6,790	6,900	7,010	7,120	7,230	7,340	7,450	7,560	7,670	7,770	7,890	7,990	8,100	8,210
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	3,560	3,610	3,670	3,730	3,790	3,850	3,900	3,960	4,020	4,080	4,140	4,200	4,250	4,310	4,370
			90円区間	4,030	4,100	4,160	4,230	4,290	4,360	4,430	4,490	4,560	4,620	4,690	4,760	4,820	4,890	4,950
			100円区間	4,740	4,820	4,890	4,970	5,050	5,130	5,200	5,280	5,360	5,440	5,510	5,590	5,670	5,750	5,820
			110円区間	4,980	5,060	5,140	5,220	5,300	5,380	5,470	5,550	5,630	5,710	5,790	5,870	5,960	6,040	6,120
			110円区間	5,210	5,300	5,380	5,470	5,550	5,640	5,730	5,810	5,900	5,980	6,070	6,150	6,240	6,320	6,410
障害者 （大人）	電車全線通学定期乗車券			9,360	9,510	9,660	9,810	9,970	10,120	10,270	10,430	10,580	10,740	10,880	11,040	11,190	11,340	11,500
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	4,980	5,060	5,140	5,220	5,300	5,390	5,460	5,550	5,630	5,710	5,790	5,880	5,950	6,040	6,120
			90円区間	5,650	5,740	5,830	5,920	6,010	6,110	6,200	6,290	6,380	6,470	6,570	6,660	6,750	6,840	6,930
			100円区間	6,630	6,750	6,850	6,960	7,070	7,180	7,280	7,400	7,500	7,610	7,720	7,830	7,940	8,050	8,150
			110円区間	6,970	7,080	7,200	7,310	7,420	7,540	7,660	7,770	7,890	7,990	8,110	8,220	8,340	8,450	8,570
			110円区間	7,300	7,420	7,540	7,660	7,770	7,900	8,020	8,140	8,260	8,380	8,500	8,610	8,730	8,850	8,970

区間			端数日数	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日		3ヶ月
大人	電車全線通学定期乗車券			16,640	16,860	17,080	17,300	17,510	17,740	17,950	18,170	18,400	18,610	18,830	19,050	19,270		19,300
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	150円区間	8,850	8,970	9,080	9,200	9,320	9,430	9,550	9,670	9,780	9,900	10,020	10,130	10,250		10,260
			170円区間	10,030	10,170	10,300	10,430	10,560	10,690	10,830	10,960	11,090	11,220	11,350	11,490	11,620		11,630
			200円区間	11,800	11,960	12,110	12,270	12,420	12,580	12,730	12,890	13,040	13,200	13,350	13,510	13,660		13,680
			210円区間	12,390	12,560	12,720	12,890	13,040	13,210	13,370	13,540	13,700	13,860	14,020	14,190	14,350		14,370
			220円区間	12,980	13,160	13,320	13,500	13,660	13,840	14,010	14,180	14,350	14,520	14,690	14,870	15,030		15,050
小児	電車全線通学定期乗車券			8,320	8,430	8,540	8,650	8,760	8,870	8,980	9,090	9,200	9,310	9,420	9,530	9,640		9,650
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	4,430	4,490	4,540	4,600	4,660	4,720	4,780	4,840	4,890	4,950	5,010	5,070	5,130		5,130
			90円区間	5,020	5,090	5,150	5,220	5,280	5,350	5,420	5,480	5,550	5,610	5,680	5,750	5,810		5,820
			100円区間	5,900	5,980	6,060	6,140	6,210	6,290	6,370	6,450	6,520	6,600	6,680	6,760	6,830		6,840
			110円区間	6,200	6,280	6,360	6,450	6,520	6,610	6,690	6,770	6,850	6,930	7,010	7,100	7,180		7,190
			110円区間	6,490	6,580	6,660	6,750	6,830	6,920	7,010	7,090	7,180	7,260	7,350	7,440	7,520		7,530
障害者（大人）	電車全線通学定期乗車券			11,650	11,810	11,960	12,110	12,260	12,420	12,570	12,720	12,880	13,030	13,190	13,340	13,490		13,510
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	6,200	6,280	6,360	6,440	6,530	6,610	6,690	6,770	6,850	6,930	7,020	7,100	7,180		7,190
			90円区間	7,030	7,120	7,210	7,310	7,400	7,490	7,590	7,680	7,770	7,860	7,950	8,050	8,140		8,150
			100円区間	8,260	8,380	8,480	8,590	8,700	8,810	8,920	9,030	9,130	9,240	9,350	9,460	9,570		9,580
			110円区間	8,680	8,800	8,910	9,030	9,130	9,250	9,360	9,480	9,590	9,710	9,820	9,940	10,050		10,060
			110円区間	9,090	9,220	9,330	9,450	9,570	9,690	9,810	9,930	10,050	10,170	10,290	10,410	10,530		10,540

※2ヶ月と29日及び30日の学期定期は、3ヶ月定期の方がお得です。

【学期定期】 3ヶ月定期と端数日の学期別定期旅客運賃表

区間			端数日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
大人	電車全線通学定期乗車券			19,510	19,730	19,950	20,150	20,370	20,580	20,800	21,010	21,230	21,440	21,660	21,870	22,080	22,300	22,510
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	150円区間	10,380	10,490	10,610	10,720	10,830	10,950	11,060	11,180	11,290	11,400	11,520	11,630	11,750	11,860	11,970
			170円区間	11,770	11,900	12,020	12,160	12,280	12,410	12,540	12,670	12,800	12,920	13,060	13,190	13,310	13,450	13,570
			200円区間	13,840	13,990	14,140	14,290	14,440	14,600	14,750	14,900	15,050	15,200	15,360	15,510	15,660	15,810	15,960
			210円区間	14,530	14,690	14,850	15,010	15,170	15,330	15,490	15,650	15,810	15,960	16,130	16,290	16,450	16,610	16,760
			220円区間	15,220	15,390	15,560	15,730	15,890	16,060	16,230	16,390	16,560	16,720	16,900	17,070	17,230	17,400	17,560
小児	電車全線通学定期乗車券			9,760	9,870	9,980	10,080	10,190	10,290	10,400	10,510	10,620	10,720	10,830	10,940	11,040	11,150	11,260
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	5,190	5,250	5,310	5,360	5,420	5,480	5,530	5,590	5,650	5,700	5,760	5,820	5,880	5,930	5,990
			90円区間	5,890	5,950	6,010	6,080	6,140	6,210	6,270	6,340	6,400	6,460	6,530	6,600	6,660	6,730	6,790
			100円区間	6,920	7,000	7,070	7,150	7,220	7,300	7,380	7,450	7,530	7,600	7,680	7,760	7,830	7,910	7,980
			110円区間	7,270	7,350	7,430	7,510	7,590	7,670	7,750	7,830	7,910	7,980	8,070	8,150	8,230	8,310	8,380
			110円区間	7,610	7,700	7,780	7,870	7,950	8,030	8,120	8,200	8,280	8,360	8,450	8,540	8,620	8,700	8,780
障害者 （大人）	電車全線通学定期乗車券			13,660	13,820	13,970	14,110	14,260	14,410	14,560	14,710	14,870	15,010	15,170	15,310	15,460	15,610	15,760
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	7,270	7,350	7,430	7,510	7,590	7,670	7,750	7,830	7,910	7,980	8,070	8,150	8,230	8,310	8,380
			90円区間	8,240	8,330	8,420	8,520	8,600	8,690	8,780	8,870	8,960	9,050	9,150	9,240	9,320	9,420	9,500
			100円区間	9,690	9,800	9,900	10,010	10,110	10,220	10,330	10,430	10,540	10,640	10,760	10,860	10,970	11,070	11,180
			110円区間	10,180	10,290	10,400	10,510	10,620	10,740	10,850	10,960	11,070	11,180	11,300	11,410	11,520	11,630	11,740
			110円区間	10,660	10,780	10,900	11,020	11,130	11,250	11,370	11,480	11,600	11,710	11,830	11,950	12,070	12,180	12,300

区間			端数日数	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
大人	電車全線通学定期乗車券			22,730	22,940	23,160	23,370	23,580	23,800	24,010	24,230	24,440	24,660	24,870	25,080	25,300	25,510	25,730
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	150円区間	12,090	12,200	12,320	12,430	12,540	12,660	12,770	12,890	13,000	13,110	13,230	13,340	13,460	13,570	13,680
			170円区間	13,700	13,840	13,960	14,090	14,220	14,350	14,480	14,610	14,740	14,860	15,000	15,130	15,250	15,390	15,510
			200円区間	16,120	16,270	16,420	16,570	16,720	16,880	17,030	17,180	17,330	17,480	17,640	17,790	17,940	18,090	18,240
			210円区間	16,920	17,090	17,250	17,410	17,560	17,720	17,880	18,050	18,210	18,360	18,520	18,680	18,840	19,000	19,160
			220円区間	17,730	17,900	18,060	18,240	18,400	18,570	18,740	18,900	19,070	19,230	19,400	19,570	19,740	19,910	20,070
小児	電車全線通学定期乗車券			11,370	11,470	11,580	11,690	11,790	11,900	12,010	12,120	12,220	12,330	12,440	12,540	12,650	12,760	12,870
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	6,050	6,100	6,160	6,220	6,270	6,330	6,390	6,450	6,500	6,560	6,620	6,670	6,730	6,790	6,840
			90円区間	6,850	6,920	6,980	7,050	7,110	7,180	7,240	7,310	7,370	7,430	7,500	7,570	7,630	7,700	7,760
			100円区間	8,060	8,140	8,210	8,290	8,360	8,440	8,520	8,590	8,670	8,740	8,820	8,900	8,970	9,050	9,120
			110円区間	8,460	8,550	8,630	8,710	8,780	8,860	8,940	9,030	9,110	9,180	9,260	9,340	9,420	9,500	9,580
			110円区間	8,870	8,950	9,030	9,120	9,200	9,290	9,370	9,450	9,540	9,620	9,700	9,790	9,870	9,960	10,040
障害者（大人）	電車全線通学定期乗車券			15,920	16,060	16,220	16,360	16,510	16,660	16,810	16,970	17,110	17,270	17,410	17,560	17,710	17,860	18,020
	宮島線 通学区間 定期乗車券	MOBIRY DAYS 利用時の運賃	80円区間	8,470	8,540	8,630	8,710	8,780	8,870	8,940	9,030	9,100	9,180	9,270	9,340	9,430	9,500	9,580
			90円区間	9,590	9,690	9,780	9,870	9,960	10,050	10,140	10,230	10,320	10,410	10,500	10,600	10,680	10,780	10,860
			100円区間	11,290	11,390	11,500	11,600	11,710	11,820	11,930	12,030	12,140	12,240	12,350	12,460	12,560	12,670	12,770
			110円区間	11,850	11,970	12,080	12,190	12,300	12,410	12,520	12,640	12,750	12,860	12,970	13,080	13,190	13,300	13,420
			110円区間	12,420	12,530	12,650	12,770	12,880	13,000	13,120	13,230	13,350	13,470	13,580	13,700	13,820	13,940	14,050

企画定期乗車券定期旅客運賃表

エリアフリーパス

広電バス通学区間定期

〔 広島修道大学キャンパス ～横川駅前 〕 + 500円/月 × 月数
 〔 市立大学前 ～横川駅前 〕

●横川駅～広島駅

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	1ヶ月端数	2ヶ月端数	3ヶ月端数
大人(通学)	+500円	+1,500円	+3,000円	+6,000円	+1,000円	+1,500円	+2,000円

※障害者運賃・・・バス区間定期(障害者割引)+ 350円/月

広島シティパス

●市内電車全線

	通 勤				通 学			
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
大人	9,500円	28,500円	57,000円	114,000円	7,000円	21,000円	42,000円	84,000円
小児					3,500円	10,500円	21,000円	42,000円
障害者(大人)	6,650円	19,950円	39,900円	79,800円	4,900円	14,700円	29,400円	58,800円
シルバー	6,000円	18,000円	36,000円	72,000円				

広島シティパスワイド

●市内電車全線+宮島線(広電西広島～修大協創中高前)

	通 勤				通 学			
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
大人	15,000円	45,000円	90,000円	180,000円	12,000円	36,000円	72,000円	144,000円
小児					6,000円	18,000円	36,000円	72,000円
障害者(大人)	10,500円	31,500円	63,000円	126,000円	8,400円	25,200円	50,400円	100,800円
シルバー	10,000円	30,000円	60,000円	120,000円				

シルバーパス70

●電車全線

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
大人	7,000円	21,000円	42,000円	84,000円

※障害者割引・・・設定なし

危険品一覧表（鉄道軌道共通）

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
				その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重 量が2キログラム以 内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重 量が3キログラム以 内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47 年政令第318号）における危険物「1. 爆 発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重 量が3キログラム以 内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300 グラム 以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のも のに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外 の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナ トリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙 等）*	容器・荷造ともの重 量が5キログラム以 内のもの
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木 精）	消毒用アルコール*	2 リットル以内又は 容器・荷造ともの重 量が2キログラム以 内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化 剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、 除菌スプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶＊	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				フロンー12	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				フロンー22	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセット ガスボンベ＊	
				液体空気	—	—
				液体窒素	—	—
				液体酸素	—	—
				液体アンモニア	—	—
				液体塩素	—	—
				液体亜硫酸	—	—
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	—
塩化エチル	—	—				
塩化メチル（メチルクロライド）	—	—				
液化酸化エチレン	—	—				
塩化ビニルモノマ	—	—				

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5 リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
		—	その他の酸化性の物及び製品	—		
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5 リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉱油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。